

令和6年度

浅瀬石川二期農業水利事業

浅瀬石川二期地区畑作等営農推進検討（その4）業務

特 別 仕 様 書

東北農政局津軽土地改良建設事務所

第1章 総則

(適用範囲)

第1-1条

令和6年度浅瀬石川二期農業水利事業浅瀬石川二期地区畑作等営農推進検討(その4)業務の施行に当たっては、農林水産省農村振興局制定「設計業務共通仕様書」(以下「共通仕様書」という。)によるほか、同仕様書に対する特記及び追加事項は、この特別仕様書によるものとする。

(目的)

第1-2条

本業務は、浅瀬石川二期農業水利事業地区内において、水稻から高収益作物への転換や農産品の高付加価値化等を推進し、営農計画を実現するため、畑作等営農推進に資する情報を収集し、広報資料の作成を行うものである。

(場所)

第1-3条

本業務の対象は浅瀬石川二期農業水利事業の全域であり、青森県黒石市ほか3市3町1村で別添1位置図に示すとおりである。

(業務概要)

第1-4条 本業務の概要は次のとおりである。

- (1) 畑作営農推進方策の検討 1式

(一般事項)

第1-5条

業務請負契約書、共通仕様書に示す以外の一般事項は、次のとおりである。

- (1) 作業実施の順序、方法等は監督職員と密接な連絡を取り、作業の円滑な進捗を図らなければならない。
- (2) 作業に従事する技術者は、対象業務に十分な知識と経験を有していなければならない。
- (3) 受注者は常に業務内容を把握し、業務期間中であっても監督職員が資料の提出を求めた際は速やかにこれに応じなければならない。

(管理技術者)

第1-6条

管理技術者は、共通仕様書第1-6条第3項によるものとし、農業土木技術管理士、畑地かんがい技士以外の資格に係る該当する技術部門・選択科目は、次のとおりである。

資格	技術部門	選択科目
技術士	総合技術監理	農業－農村地域計画、農業－農村地域・資源計画、農業－農業土木、農業－農業農村工学
	農業	農村地域計画、農村地域・資源計画、農業土木、農業農村工学
博士	農学	

資格	技術部門	選択科目
シビルコンサルティング マネージャー	農業土木	

(担当技術者)

第 1-7 条

担当技術者は、共通仕様書第 1-8 条によるものとする。

(配置技術者の確認)

第 1-8 条

共通仕様書第 1-11 条における業務組織計画の作成及び共通仕様書第 1-12 条に基づく技術者情報の登録に当たっては、次によるものとする。

- (1) 受注者は、業務計画書の業務組織計画に配置技術者の所属・役職及び担当する分担業務を明確に記載するものとする。なお、変更業務計画書において、業務組織計画を変更する際も同様とする。
- (2) 農業農村整備事業測量調査設計業務情報サービスへの技術者情報の登録は、業務計画書の業務組織計画において位置付けられた技術者を登録対象とする。

(保険加入)

第 1-9 条

受注者は、共通仕様書第 1-37 条に示されている保険に加入している旨を業務計画書に明示しなければならない。また、監督職員からの請求があった場合は、保険加入を証明する書類を提示しなければならない。

第 2 章 作業条件

(貸与資料)

第 2-1 条

貸与資料は、次のとおりとする。

貸与資料	数量	備考
国営かんがい排水事業浅瀬石川二期地区 事業計画書	1 式	
国営かんがい排水事業浅瀬石川二期地区 営農計画書	1 式	
関係市町村各種計画書（総合計画、農業振興地域整備計画、地域水田農業ビジョン、人・農地プラン、地域農業経営基盤強化促進計画、農業経営基盤強化の促進に関する基本的な構想、農業振興計画等）	1 式	
関係 J A 農業振興計画書	1 式	
令和 3 年度浅瀬石川二期地区畑作等営農推進検討業務報告書	1 式	
令和 4 年度浅瀬石川二期地区畑作等営農推進検討（その 2）業務報告書	1 式	
令和 5 年度浅瀬石川二期地区畑作等営農推進検討（その 3）業務報告書	1 式	

(参考図書及び貸与資料の取扱い)

第 2-2 条

第2-1条に示す貸与資料の取扱いは次のとおりとする。

- (1) 貸与資料の記載事項に相互に矛盾がある場合、又は解釈に疑義が生じた場合は、監督職員と協議するものとする。
- (2) 貸与資料は、原則として初回打合せ時に一括貸与するものとし、監督職員の請求があった場合のほか完了検査時に一括返納しなければならない。

第3章 作業内容

(作業項目及び数量)

第3-1条

本業務における作業項目及び数量は、次の作業項目表のとおりである。

なお、詳細は別添2の作業項目内訳表(該当項目)に○印で示すものとする。

作業項目	作業数量	備考
1. 計画準備作業	1式	
2. 畑作営農推進方策の検討	1式	
3. 点検取りまとめ	1式	

(設計作業の留意点)

第3-2条

第2-1条に示す貸与資料や受注者が有する資料等を参考にした場合は、その出典を明示するものとする。

第4章 業務管理

(業務管理)

第4-1条

(1) 情報共有システムの業務について

- ア 本業務は、受発注者間の情報を電子的に交換・共有することにより事務の効率化を図る情報共有システムの対象業務である。
- イ 情報共有システムは「工事及び業務の情報共有システム活用要領」(農林水産省 Web サイト参照)によるものとする。
- ウ 受注者は、発注者から技術上の問題の把握、利用に当たっての評価を行うために聞き取り調査等を求められた場合、これに協力しなければならない。

第5章 打合せ

(打合せ)

第5-1条

共通仕様書第1-10条による打合せについては、主として次の段階で行うものとする。また、初回及び最終回の打合せには管理技術者が出席するものとする。

初 回 作業着手の段階

第2回 中間打合せ（情報収集後の広報資料作成前の段階）

最終回 報告書原稿作成段階

なお、業務を適正かつ円滑に実施するために、受注者の業務担当は、業務打合せ記録簿を作成し、上記の打合せの都度内容について、監督職員と相互に確認するものとする。

第6章 成果物

（成果物の提出）

第6-1条

成果物を共通仕様書第1-17条に基づき作成し、次のものを提出しなければならない。

- （1）成果物の電子媒体（CD-R等）正副2部
- （2）成果物の出力 1部（電子媒体の出力、市販のファイル綴じで可）

（成果物の提出先）

第6-2条

成果物の提出先は、次のとおりとする。

青森県黒石市追子野木3丁目145番地1号
東北農政局津軽土地改良建設事務所

第7章 契約変更

（契約変更）

第7-1条

業務請負契約書第17条から第20条に規定する発注者と受注者による協議事項は、次のとおりとする。

- （1）第3-1条に示す「作業項目及び数量」に変更が生じた場合。
- （2）第4-1条に示す「業務管理」に変更が生じた場合。
- （3）第5-1条に示す「打合せ」に変更が生じた場合。
- （4）第6-1条に示す「成果物の提出」に変更が生じた場合。
- （5）履行期間の変更が生じた場合。
- （6）関係機関等対外的協議等により変更が生じた場合。
- （7）その他

第8章 定めなき事項

（定めなき事項）

第8-1条

この特別仕様書に定めなき事項又はこの業務の実施に当たり疑義が生じた場合は、必要に応じて監督職員と協議するものとする。

作業項目内訳表

作業項目	作業内容	作業実施欄	備考
1. 計画準備作業	貸与資料や過年度調査結果をもとに、調査に必要な情報の把握、調査方針を決定し業務計画の立案を行う。	○	
2. 畑作営農推進方策の検討	浅瀬石川二期地区における畑作営農推進方策の検討に当たり、次の項目について、情報収集・広報資料の作成を行う。	○	
2-1. 畑作営農を推進する上で参考となる優良事例等の情報収集及びPR資料の作成	地区内の畑作営農を推進する上で参考となる地域農業の活性化や所得向上等の優良事例や先進的な事例等について、文献等により情報収集し、営農推進部会のInstagram用PR資料としてとりまとめる。（Instagram用PR資料は、月1回投稿×3月分を作成する。）	○	
2-2. 営農に係る労働力（人手）不足の実態や改善事例等の情報収集及びPR資料の作成	青森県内の営農関係の労働力不足の実態や改善事例を文献等により情報収集し、営農推進部会のInstagram用PR資料としてとりまとめる。（Instagram用PR資料は、月1回投稿×3月分を作成する。）	○	
2-3. 畑作営農支援のための補助金や助成制度等の情報収集及びPR資料の作成	畑作における営農継続や規模拡大等の支援のための補助金や助成制度等について文献等により情報収集し、営農推進部会のInstagram用PR資料としてとりまとめる。（Instagram用PR資料は、月1回投稿×3月分を作成する。）	○	
3. 点検とりまとめ	各作業項目の成果物の点検、とりまとめ及び報告書の作成を行う。	○	